

東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級 開設準備委員会設置要領

令和元年5月1日制定

(設置)

第1 東村山市における特別支援教育推進に向けて、東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けて検討するために、東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級が円滑に開設及び運営されるために次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級の開設計画に関すること。
- (2) 東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級の指導体制に関すること。
- (3) 東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級の施設整備に関すること。
- (4) 東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級の広報活動に関すること。
- (5) 東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級の指導の開始・終了の判定に関すること。
- (6) その他、東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に関すること。

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 東村山市立学校特別支援学級設置予定校校長 1名
- (2) 東村山市立学校特別支援学級設置校長 1名以上
- (3) 東村山市立学校特別支援学級設置予定校副校長 1名
- (4) 東村山市立学校特別支援学級設置予定校教諭 1名以上

- (5) 東村山市立学校特別支援学級担任教員 1名以上
- (6) 市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者代表 1名
- (7) 東村山市教育委員会指導課統括指導主事
- (8) 東村山市教育委員会子ども・教育支援課長
- (9) 東村山市教育委員会子ども・教育支援課指導主事
- (10) 東村山市教育委員会子ども・教育支援課特別支援教育担当係長
- (11) 東村山市教育委員会学務課施設担当係長
- (12) 東村山市教育委員会子ども・教育支援課就学相談員
- (13) 東村山市教育委員会子ども・教育支援課子ども相談員

(委員長及び副委員長)

第4 委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、教育部長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて東村山市教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴取、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 必要に応じて、担当者会議を行うことができる。

(任期)

第6 委員の任期は、令和3年度末をもって満了する。

(庶務)

第7 委員の庶務は、教育部子ども・教育支援課において処理する。

(委任)

第8 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。